

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために

■ 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない方が、権利や財産が守られ、意思が尊重された生活が出来るよう、支援するための制度です。

■ 成年後見人の役割

ご本人（被後見人）の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況も考慮の上で、ご本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な金銭管理等を行い、ご本人の生活や財産を守ります。法律行為を、ご本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

成年後見人の業務（例）

- ・ 預貯金の管理や支払い手続き等
- ・ 官公庁等への各種手続き
- ・ 福祉サービスの利用や入院等の手続き
- ・ 定期的な訪問等による見守り
- ・ ご本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消し

成年後見人の業務ではないこと（例）

- ・ 介護や家事のような事実行為
- ・ 手術などの医療行為に対する同意
- ・ ご本人の身元保証人や連帯保証人になること
- ・ 葬儀の喪主を務めること

市民後見人活動への流れ

堺市市民後見人養成講座*を修了

堺市市民後見人バンクに登録

家庭裁判所から堺市へ推薦依頼

堺市から家庭裁判所へ後見人候補者を推薦

家庭裁判所が成年後見人を選任

市民後見人活動がスタート

市民後見人へのサポート体制

【専門相談】

後見業務に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士が、ご相談に応じます（定例、随時）。

【日常のご確認等】

堺市権利擁護サポートセンターにてお受けしています。必要に応じて、専門相談におつなぎいたします。

【市民後見人バンク登録者研修】

年6回開催

【市民後見人受任者懇談会】

年6回開催



*堺市市民後見人養成講座：

堺市在住または在勤の、翌年3月末日時点で満25歳以上70歳未満の方を対象とした市民後見人養成講座です。（年に1回開講）詳細は裏表紙をご覧ください。

市民後見人になるには？

■ 市民後見人の活動

- ・ 市民の立場で活動している後見人です。市民によるボランティア、市民活動のひとつです。
- ・ 身近な市民の視点を大切に、本人に寄り添った、きめ細やかな活動をしています。
- ・ 養成講座を受けた後、専門職による相談支援を受けながら、活動していきます。

どんな活動をしているの？

Interview 現役市民後見人の方にお聞きしました

1

Interview
50代女性



別の講座を受けていた時に、受講生仲間から誘われて、市民後見人養成講座を受講しました。金銭管理は緊張しますが、元々、地域で声を掛け合えればと思っていたので、被後見人への週1回の訪問は、日常生活の一部として行えています。

2

Interview
60代男性



認知症のことを新聞等で知って、病院でのボランティア活動に取り組んでいるうちに、1対1でのボランティアをしてみたくなり、市民後見人養成講座を受講しました。活動への不安もありましたが、相談の仕組みが整っているのも、安心していきます。被後見人への週1回の訪問は、やりがいがあり、自分の生活リズムの基礎にもなっています。難しさもありますが、活動してみて良かったと感じています。

3

Interview
40代女性



調べものがあったら社会福祉協議会のホームページを見たときに偶然講座の事を知り、「私もやってみたい！」と思い受講しました。受任の連絡があったときは、講座の振り返りもできていたので、直ぐに「受けます」と返答しました。被後見人への訪問は訪問日、時間を決めた事ですっかり生活の一部になっていて、被後見人が通院で不在の日にも習慣で行ってしまっただけです。訪問すると、前の週末にヘルパーさんと出かけた時の話をたくさんしてくださるので、いつもお話を楽しみにしています。